# 黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条の規定に基づき、黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基本構想の作成に関すること。

(2) 基本構想の実施に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 高齢者、障害者団体等の代表者

(3) 公共交通事業者

(4) 関係団体の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度末日までとし、再任を妨げない。

２　役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

（会長等）

第５条　協議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会議を進行する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、市長が招集する。

２　市長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第７条　基本構想の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

（事務局）

第８条　協議会に事務局を置く。

２　前項の事務局の庶務は、都市創造部都市計画課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。